

1 交際費等

交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先、その他事業に関連のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

(租税特別措置法61の4③)

① 交際費その他の費用とは、法人が交際費等の科目で経

理したかどうかと関係ないこと

② 接待、贈答等の行為とは、もてなし、やりとり等の性質を持つすべての行為をいうこと

③ 事業に関係ある者等とは、直接その事業に関係ある者だけでなく、間接にその法人と関係のあるものやその法人の役員、使用人、株主等も含まれること

④ 支出するとは、接待するなどの行為があった時に支出の事実があったものとする。よって、仮払または未払等の経理をしていてもその行為があった事業年度の交際費等に含まれること



です。

消費税及び地方消費税の金額(以下、「消費税額等」といいます)が区分記載されている場合または税込金額及び税抜金額が記載されていることにより、その取引に当たって課税されるべき消費税額等が明らかである場合には、「建物は、



3 相続税について

平成27年1月に「遺産に係る基礎控除額」が引き下げられました。



「遺産に係る基礎控除額」とは、被相続人(亡くなられた人)から相続または遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が、遺産にかかる基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

4 固定資産について

法人税法上の固定資産とは、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産で次のものをいいます。

(法人税法22-2、法人税法施行令12)
① 土地(土地の上に損する権利を含む)

② 減価償却資産(有形・無形・生物)

③ 電話加入権

④ 上記に準ずる資産

(1) 固定資産の取得価額
購入した減価償却資産の取



資産課税部門統括国税調査官
塚本正則氏



個人課税第1部門統括国税調査官
加藤保裕氏



伊勢税務署長
亀嶋千明氏

2 印紙税

契約書などに貼付する印紙税額の判断を行う際に重要になってくるのが『記載金額』

の税トーク

税務研修会

平成26年12月8日(月)